

浅口市クーリングシェルター及びあさくち涼み処の指定に関する要綱
(目的)

第1条 この告示は、気候変動適応法(平成30年法律第50号。以下「法」という。)第21条第1項に規定する指定暑熱避難施設(以下「クーリングシェルター」という。)及びあさくち涼み処(以下「涼み処」という。)の指定に関し必要な事項を定め、熱中症による市民等の健康被害の発生を防止することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) クーリングシェルター 法第21条第1項の規定により市が指定する指定暑熱避難施設をいう。
- (2) 涼み処 法第19条第1項の熱中症特別警戒情報発表時に限らず、市民等が暑さを一時的に避けるための場所を無料で提供することのできる、冷房設備等を備えた施設のうち市が指定する施設をいう。
- (3) クーリングシェルター等 クーリングシェルター及び涼み処をいう。

(クーリングシェルターの指定要件)

第3条 クーリングシェルターの指定を受けることができる施設は、法第21条第1項に掲げる基準に適合するもののうち、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 熱中症特別警戒情報が発表されたときは、第7条第1項の規定により公表した開放可能日時において、当該施設を開放できること。
- (2) 当該施設の指定箇所が無料で利用可能であること。
- (3) 公序良俗に反する施設ではないこと。
- (4) その他市長が適当でないと認める施設でないこと。

(涼み処の指定要件)

第4条 涼み処の指定を受けることができる施設は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する施設とする。

- (1) 市内に所在する施設であること。
- (2) 適当な冷房設備を有すること。
- (3) 受け入れることが可能であると見込まれる人数に応じて、滞在することが可能な空間を適切に確保でき、かつ、市民等が休憩するための椅子等を設置することができること。
- (4) 公序良俗に反する施設でないこと。
- (5) その他市長が適当でないと認める施設でないこと。

(市有施設の指定)

第5条 市長は、市が所有する施設のうち、第3条の規定に適合するものをクー

リングシェルターとして、前条の規定に適合するものを涼み処として指定する。
(市有施設以外の指定等)

第6条 第3条又は第4条の指定を受けようとする施設の管理者は、浅口市クーリングシェルター等指定申請書兼同意書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の書類の提出があった場合は、内容を審査し、当該施設が第3条又は第4条の規定に適合すると認めるときは、当該施設をクーリングシェルター等として指定し、浅口市クーリングシェルター等指定通知書(様式第2号)を交付する。

3 市長は、前項の規定によりクーリングシェルターとして指定をしたときは、クーリングシェルターに係る協定を締結するものとする。

(公表)

第7条 市長は、クーリングシェルター等として指定した施設の情報を、市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

2 クーリングシェルター等として指定を受けた施設の管理者は、出入口及び開放場所等においてクーリングシェルター等のポスター等を掲示するものとする。

(運用期間及び更新)

第8条 クーリングシェルター等として運用する期間は熱中症特別警戒情報の運用期間内とする。ただし、運用できる日及び時間帯は施設の状況に応じることとする。

2 施設の管理者から指定の更新をしない旨の申出がなかった場合には、引き続き同じ条件で1年間指定を更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(指定の変更等)

第9条 指定を受けた施設の管理者が指定の変更又は指定の取消しを行うときは、あらかじめ浅口市クーリングシェルター等変更・指定取消届出書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更等の届出があったときは、クーリングシェルター等に係る指定の内容の変更又は指定の取消しを行うものとする。

3 市長は、クーリングシェルター等の指定を受けた施設が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、浅口市クーリングシェルター等指定取消通知書(様式第4号)を交付するものとする。

(1) 施設が廃止されたとき。

(2) 施設が第3条又は第4条の規定に適合しなくなったとき。

(3) 第1項の指定取消しの届出が提出されたとき。

(4) その他市長が特に必要と認めるとき。

(費用負担等)

第10条 クーリングシェルター等において発生するクーリングシェルター等事業の実施に係る費用は、施設において負担するものとする。

2 クーリングシェルター等を利用した者が当該クーリングシェルター等に損害を与えた場合であっても、市は損害賠償の責任を負わない。

3 クーリングシェルター等を利用する者は、各施設職員の指示に従うこと。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第 1 号(第 6 条関係)

年 月 日

浅口市長 様

申請者 事業所名
代表者名
電話番号

浅口市クーリングシェルター等指定申請書兼同意書

以下の施設について、浅口市クーリングシェルター等の指定を申請し、指定を受けることについて同意します。

①公開情報(浅口市ホームページ等へ掲載し、公表する内容です。)

施 設 名										
所 在 地	浅口市									
電 話 番 号										
開 放 可 能 日	日	月	火	水	木	金	土	対応できない日(祝日・年末年始など)		
	曜日に○を付けてください。									
開放可能時間	時 分～ 時 分									
受入可能人数	人									
開 放 場 所										
指 定 区 分										
指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)							あさくち涼み処			
熱中症特別警戒情報が発表されたときは、法に基づき指定場所の開放義務がある。							熱中症警戒情報の発表の有無にかかわらず、暑さを避けるための場所を提供する。			
可 ・ 否							可 ・ 否			
それぞれ可・否のいずれかに○を付けてください。										
備 考										

②非公開情報(浅口市からの連絡時のみに使用します。)

開放場所の概要			
施設管理責任者		氏名	連絡先
担当者 連絡先	所属・氏名		
	電話番号		
	E-mail		

※今回指定を受けると、申出がない限り毎年自動更新となります。

様

浅口市長

浅口市クーリングシェルター等指定通知書

浅口市クーリングシェルター及びあさくち涼み処の指定に関する要綱第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり指定します。

施設名	
施設所在地	〒
指 定 日	
指定区分	クーリングシェルター ・ 涼み処

- ※クーリングシェルターの指定を受ける場合は浅口市との協定の締結が必要となります。
(涼み処のみの指定の場合は協定の締結の必要はありません。)
- ※施設の管理者は又は市のいずれからも申出がない限り、翌年度以降も毎年度指定を更新するものとします。
- ※浅口市クーリングシェルター等指定申請書兼同意書に記載の公開情報の内容は、市ホームページ等で公表します。

年 月 日

浅口市長 様

届出者 事業所名
代表者名
電話番号

浅口市クーリングシェルター等変更・指定取消届出書

クーリングシェルター・涼み処の指定を受けた施設について、 年 月 日付けで変更・指定取消を申請したいので、次のとおり届け出ます。

変更項目		変更前(又は取消)	変更後
施 設 名			
所 在 地			
開 放 可 能 日			
開 放 可 能 時 間			
受 入 可 能 人 数			
開 放 場 所			
開放場所の概要			
変更・取消理由			
施設管理責任者			
施設管理責任者連絡先			
担 当 者 連 絡 先	所 属 ・ 氏 名		
	電 話 番 号		
	E - m a i l		

※変更する項目のみ記入してください。
※指定取消しの場合は施設名、所在地及び変更・取消理由を記入してください。
※変更内容によっては、協定の変更が必要となる場合があります。

* 市記入欄

受付日		届出内容	変更 ・ 取消
協定変更	要 ・ 不要	指定可否	継続 ・ 取消

第 号
年 月 日

様

浅口市長

浅口市クーリングシェルター等指定取消通知書

年 月 日付で指定した件について、浅口市クーリングシェルター及びあさくち涼み処の指定に関する要綱第 9 条の規定により、クーリングシェルター・涼み処の指定を取り消しましたので、通知します。

施設名	
施設所在地	〒
取消日	

※この通知をもって、当該施設に係る届出者と当市との協定を廃止します。